日 調 連 発 第 ４ ６ 号
平成２６年５月１３日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登録免許税の還付金を代理受領するための委任状の様式について（依頼）

この度、法務省民事局民事第二課長及び法務省民事局民事第二課から、別添１（平成 26 年 5 月 9 日付け法務省民二第 275 号）及び別添２（平成 26 年 5 月 9 日付け）のとおり、標記に係る取扱いについて周知の依頼がありましたので、貴会所属会員への周知方につきご配意をお願いします。

記

１　内　容　　登記の申請の際に納付した登録免許税に過誤納があった場合の還付金を登記の申請代理人が代理受領する場合の還付通知書に添付する委任状及び代理人の還付金受領権限が記載されているものの写しの添付及びその留意点について

２　開始日　　平成 26 年 6 月 2 日（月）

省民契印

別添1

法務省民二第２７５号
平成２６年５月９日

日本土地家屋調査士会連合会会長　殿

法務省民事局民事第二課長

登録免許税の還付金を代理受領するための委任状の様式について（依頼）

標記について，別添のとおり，法務局民事行政部長及び地方法務局長宛てに当職依命通知を発出しましたので，お知らせします。

つきましては，この取扱いについての会員に対する周知及び協力方について，よろしくお取り計らい願います。

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第２７２号

平成２６年５月９日

法務局民事行政部長　殿

地 方 法 務 局 長　殿

法務省民事局民事第二課長

法 務 省 民 事 局 商 事 課 長

（ 公 印 省 略 ）

登録免許税の還付金を代理受領するための委任状の様式について（依命通知）

標記について，別紙甲号のとおり民事局長から国税庁長官宛て照会したところ，別紙乙号のとおり回答がありましたので，その旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，本依命通知による取扱いは，本年６月２日（月）から施行するものとし，同日以降において登記が完了していない事件の全てを対象とするものとします。

別紙甲号

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第２３３号
平成２６年　３月２８日

国税庁長官　殿

法務省民事局長

登録免許税の還付金を代理受領するための委任状の様式について(照会)

登録免許税の還付金を代理受領する場合の取扱いについては，平成２１年３月３１日付け法務省民二第８４４号当職照会及び同年４月１４日付け徴管３－２３貴職回答により統一的な運用がされているところですが，登記の申請代理人が登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）第３１条に基づく過誤納金が生じたことによる還付金を代理受領する場合の還付通知書に添付する委任状について，上記照会の別添様式の委任状に代え，登記申請の際の委任状に代理人の還付金受領権限が記載されているもの（別添様式）の写し（登記官が作成したもの）を添付することとして差し支えないか，疑義がありますので照会いたします。

なお，差し支えないとする場合は，貴管下税務署に周知いただきますよう，お願い申し上げます。

別添様式

委　任　状

私は，○○市○○町二丁目１２番地 法務太郎に，次の権限を委任します。

１　下記の登記に関し，登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
２　登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
３　登記の申請に不備がある場合に，当該登記の申請を取下げ，又は補正すること
４　登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
５　上記１から４までのほか，下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

平成２５年１２月○○日

○○郡○○町○○３４番地　　甲　野　花　子　　印

記

登記の目的　　所有権移転

原　　因　　平成２５年１２月１０日売買

権　利　者　　○○市○○町二丁目１２番地　　法務太郎

義　務　者　　○○郡○○町○○３４番地　　甲野花子

不動産の表示

所　　在　○○市○○町一丁目
地　　番　２３番
地　　目　宅地
地　　積　１２３・４５平方メートル

所　　在　○○市○○町一丁目２３番地
家屋番号　２３番
種　　類　居宅
構　　造　木造かわらぶき２階建
床 面 積　１階　４３・００平方メートル
　　２階　２１・３４平方メートル

平成○○年○月○日受付
第○○○号に係る
委任状の写しである。
○○地方法務局○○支局

登記官
○
○

別紙乙号

徴管３－６
平成26年４月11日

法務省 民事局長殿

国税庁長官

登録免許税の還付金を代理受領するための委任状の様式について（回答）

平成26年３月28日付法務省民二第233号をもって照会のあった標題のことについては、貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

法務省
26.4.11
573

別添2

平成２６年５月９日

日本土地家屋調査士会連合会　御中

法務省民事局民事第二課

登録免許税の還付金を代理受領するための委任状の様式について（依頼）

標記については，本日付け法務省民二第２７５号により，当課長から貴会会長宛て依頼させていただいたところですが，その取扱いの留意点等については，別添の同日付け事務連絡（以下単に「事務連絡」という。）のとおりとなりますので，お知らせします。

なお，各単位会に周知するに当たっては，同事務連絡のほか，下記の点について御留意ください。

記

１　事務連絡別記第３号の委任状を用いる場合であっても，同別記第２号の御注意欄②と同様に，委任者に未納の国税等があるときは，国税通則法（昭和３７年法律第６６号）第５７条（充当）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第９条の１０（委託納付）の規定の適用により，当該未納の国税に充当及び委託納付されるため，委任状の受任者に還付されないことがあるので，この旨委任者に説明すること。

２　還付手続の円滑化のため，還付通知請求・申出書（別添の事務連絡別記第１号）を記載するに当たっては，申請人及び（受領）代理人にフリガナを必ず付すこと（国税庁からの要請事項）。

機密性２　可用性２　完全性２

事　　務　　連　　絡

平成２６年５月９日

法務局民事行政部首席登記官　殿
地方法務局首席登記官　殿

法務省民事局民事第二課　江口補佐官
法務省民事局商事課　櫻庭補佐官

登録免許税の還付金を代理受領するための委任状の様式について

標記については，本日付け法務省民二第２７２号民事第二課長及び商事課長依命通知が発出されたところですが，当該依命通知並びに平成２１年６月１６日付け法務省民二・民商第１４４０号民事第二課長及び商事課長依命通知の取扱いにつき，本年６月２日以降の留意点等は，別紙のとおりとなりますので，貴管下職員宛て周知方お取り計らい願います。

なお，平成２１年６月１６日付け当職ら事務連絡については，本年６月２日をもって廃止します。

また，標記取扱いについては，日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会に連絡済みであることを申し添えます。

（別紙）

登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱いの留意点等

１　趣旨

この留意点等は，登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱い（以下「本取扱い」という。）の対象及び事務処理上の留意点について定めるものである。

２　対象

本取扱いの対象となるものは，次のいずれにも該当する場合とする。

(1) 登録免許税を納付して登記の申請をした場合であること。

登記事項証明書の交付請求その他の手数料を納付した場合については，本取扱いの対象とならない。

(2) 司法書士，土地家屋調査士その他の申請代理人が登記の申請をした場合であること。

全ての申請代理人がした登記の申請が対象となるものであり，司法書士及び土地家屋調査士がした登記の申請に限定しない。

(3) 別記第１号及び第２号の様式により作成した書面又はこれらの様式に準じて作成した書面（以下「代理受領申出書面」という。）を提出して，登録免許税の還付金の代理受領の申出をする場合であること。

代理受領申出書面の提出がない場合は，本取扱いの対象とはならず，登録免許税法（昭和４２年法律第３５号。以下「登免法」という。）第３１条第１項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税を還付する。

なお，不動産登記の申請情報又は商業登記の申請書（以下「申請情報等」という。）に添付した代理人の権限を証する情報又は書面（以下「委任状」という。）に登録免許税の還付金の代理受領に係る権限の記載がある場合は，当該委任状の写しに登記官が認証することにより，これを別記第２号の様式により作成した書面又は当該様式に準じて作成した書面（以下「受領委任状」という。）に代えることができるため，申請人がその取扱いを

希望する場合は，その旨登記官に申し出させる。この場合における当該代理受領に係る権限の記載は，「登記に係る登録免許税の還付金を受領すること」であること（平成２６年３月２８日付け法務省民二第２３３号別添様式。別記第３号）を確認する。

(4) 登記の申請の取下げ（一部取下げを含む。），又は過誤納により，登録免許税の全部又は一部を還付する場合であること。

登記の申請を却下した場合は，本取扱いの対象とはならないので，登免法第３１条第１項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税を還付する。

なお，過誤納により登録免許税の全部又は一部を還付する場合の還付金の代理受領については，あらかじめその旨を登記官に申し出た場合であって，当該申請に係る登記の完了後速やかに代理受領申出書面を提出したときに限り，本取扱いの対象となるものとする。当該登記の完了後速やかに代理受領申出書面を提出しないときには，登免法第３１条第１項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税を還付する。

３　事務処理上の留意点

(1) 代理受領申出書面の記載内容等の確認等

代理受領申出書面が提出されたときは，申請情報等に加え，不動産登記の添付情報又は商業登記の添付書面（以下「添付情報等」という。）の内容に照らして当該代理受領申出書面の記載内容に誤り等がないかどうかを確認するとともに，申請情報等に添付された委任状に押印されている委任者の印影と，受領委任状に押印されている委任者の印影が合致するかどうかの照合をするものとする。

なお，オンラインにより登記の申請をした場合であって，その添付情報等が電磁的記録で作成されているとき，又は書面により登記の申請をした場合であって，その添付情報等が不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）第１５条若しくは商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第１９条の２の規定により電磁的記録により作成され，提出されているときは，登記の申請に係る添付情報等から委任者の印影を照合することができないので，代理受領申出書面のほか，委任者の印鑑の証明書（市区町村長又は登記官が作成したものであって，代理受領申出書面を提出した日の３月以内

に作成されたものに限る。）を提出させた上，当該印鑑の証明書と受領委任状に押印されている委任者の印影とを照合するものとする（ただし，委任者が法人の代表者である場合において，代理受領申出書面を提出する登記所が当該法人の代表者が印鑑を提出している登記所と同一であり，受領委任状に，登記所に提出している印鑑が押されているときは，印鑑の証明書の提出を求める必要はない。）。この場合において，当該印鑑の証明書の原本還付の請求があったときは，これに応じて差し支えないが，その原本還付の時期は，登記官が印影の照合をした後とするものとする。

また，受領委任状に代え，登記の申請情報等に添付した委任状を使用する旨申出があった場合は，当該委任状に「登記に係る登録免許税の還付金を受領すること」の文言が記載されていることを確認した上で，写しを作成し，当該写しに登記官の認証を行うものとする（別記第３号）。

(2) 還付通知書の作成等

(1)の確認の結果，代理受領申出書面に不備がない場合には，不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号通達。以下「不登準則」という。）別記第９３号又は商業登記等事務取扱手続準則（平成１７年３月２日付け法務省民商第５００号通達。以下「商登準則」という。）別記第４８号の様式による還付通知書を作成し，所轄税務署に通知するとともに，不登準則第１２８条又は商登準則第７６条の規定に従って処理をするものとする。この場合における還付通知書の記載例は，別添のとおりとするものとする(注)。

なお，受領委任状又は(1)また書きの委任状の写しは，あらかじめその写しを作成し，還付通知書とともにその写しの原本を所轄税務署に送付するものとし，作成した写しについては，別記第１号の様式により作成した書面又は同号の様式に準じて作成した書面（以下「還付通知請求・申出書」という。）とともに，登録免許税関係書類つづり込み帳（不登準則第２１条第２号又は商登準則第１５条第１項第１０号）につづり込んで保管するものとする。

また，(1)なお書きの委任者の印鑑の証明書は，その原本（原本の還付をしたときは，その謄本）を登録免許税関係書類つづり込み帳につづり込んで保管するものとする。

（注）　申請人及び受領代理人の氏名については，必ずフリガナを付し，

受領代理人については連絡先も明記すること（文字数が多いため文字が小さくなる場合等は，税務署での確認が困難となることから，別添のとおり枠を広げる等して記載すること。）。

本取扱いによらず，登記等を受けた者に還付する場合についても，同様に当該登記等を受けた者のフリガナ及び連絡先を明記すること。

(3) 復代理人による代理受領

復代理人により登記の申請がされている場合は，申請人が還付金の受領を代理人に委任すること及び代理人がこれを復代理人に委任することが必要であるから，申請人及び代理人がそれぞれ作成した委任状が必要となる（この場合において，２(3)なお書きと同じ取扱いを認める。）。ただし，登記の申請の復代理人が還付金の受領をする場合について，申請人から直接受任しているときは，当該復代理人に，復代理人を選任した場合において代理人が還付金受領を受任しているとき（還付金の受領については復代理がされていないとき）は，当該代理人に，それぞれ還付金の受領を認めるものとする。

なお，本取扱いは，登記の申請を取り下げたものについて，再使用証明と同様に，再度登記の申請をする際の便宜のために認められるものと考えられることから，申請代理人（復代理人を含む。）となった者以外の者を還付金受領の代理人とすることは，認めないものとする。

(4) 司法書士又は土地家屋調査士が申出をする場合の還付通知請求・申出書の記載

司法書士（司法書士法人を含む。）又は土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）が申出をする場合は，司法書士法施行規則（昭和５３年法務省令第５５号）第２８条第１項又は土地家屋調査士法施行規則（昭和５４年法務省令第５３号）第２６条第１項の規定に従い，還付通知請求・申出書の末尾又は欄外に記名があり，職印が押されていることを確認するものとする。

(5) 所轄税務署からの問合せ

還付金の代理受領に関し，還付通知書を提出した税務署から照会があった場合には，登記所における本人確認（申請情報等及び添付情報等に基づき確認している旨）の経緯を回答するものとする。

別記第１号

還　付　通　知　請　求　・　申　出　書	
還付を受くべき金額	金　　円
納　　税　　地	（住所に同じ）
納付方法及び収納機関の名称	１　印紙　　２　領収証書　（　銀行　郵便局　／　支店　税務署　） ３　電子納付
希望する還付場所	受領代理人の口座 フリガナ（　　） 受領代理人氏名（　　） （　銀行　郵便局　／　支店　税務署　） （普通・当座）口座（　　）
備　　考	受領代理人への還付を希望 受領代理人連絡先　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇 添付書類 還付金の代理受領権限を証する委任状（別紙の２（３）なお書きの申出をする場合には，「申請時の委任状を援用」と記載すること。）

上記のとおり登録免許税法第３１条第２・５・６項の規定により申し出ます。

平成　　年　　月　　日

申請人　住所

氏名（フリガナ）

申請代理人　住所

氏名（フリガナ）　　印

支　局

法務局　　御中

出張所

別記第２号

○代理人が還付金を受領する場合に必要となる委任状

委　任　状

受任者　フリガナ　　ホウム　　タロウ
　　氏　　名　　法　務　太　郎
　　住　　所　　○○市二丁目１２番地

上記の者に下記登記に係る登録免許税の還付金の受領権限を委任する。

登記の目的	所有権移転
受付年月日	平成　○○　年　○○　月　○○　日
受付番号	第　○○○○○　号
管轄法務局	○○法務局・~~地方法務局~~　○○　~~支局~~・出張所

平成　○○年　　○月　○○日

委任者（登記申請人）

（フリガナ）　コウノ　ハナコ

氏名又は名称　甲　野　花　子　　印

住　　所　○○郡○○町○○３４番地

御注意
①委任状には，登記の申請書又は委任状に押した印鑑を押印してください。
②委任状を提出された場合でも，委任者に未納の国税等があるときは，国税通則法第57条（充当）及び地方税法附則第9条の10（委託納付）の規定の適用により，当該未納の国税に充当及び委託納付されるため，委任状の受任者に還付されないことがあります。

別記第３号

委　　任　　状

私は，○○市○○町二丁目１２番地 法務太郎に，次の権限を委任します。

１　下記の登記に関し，登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
２　登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
３　登記の申請に不備がある場合に，当該登記の申請を取下げ，又は補正すること
４　登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
５　上記１から４までのほか，下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

平成２５年１２月○○日

○○郡○○町○○３４番地　　甲　野　花　子　　印

記

登記の目的　　所有権移転

原　　因　　平成２５年１２月１０日売買

権　利　者　　○○市○○町二丁目１２番地　　法務太郎

義　務　者　　○○郡○○町○○３４番地　　甲野花子

不動産の表示

所　　在　○○市○○町一丁目
地　　番　２３番
地　　目　宅地
地　　積　１２３・４５平方メートル

所　　在　○○市○○町一丁目２３番地
家屋番号　２３番
種　　類　居宅
構　　造　木造かわらぶき２階建
床 面 積　１階　４３・００平方メートル
　　２階　２１・３４平方メートル

平成２６年１月○日受付
第○○○号に係る
委任状の写しである。
○○地方法務局○○支局

登記官

別添

日記第　　号
平成　　年　　月　　日

税務署長　殿

法務局　　出張所
登記官　　職印

還付通知書

登録免許税法第３１条第１項の規定により，通知します。

登記の区分	
申請の受付の年月日及び受付番号又は再使用証明番号	
還付金額	金　　円
還付原因	１　却下　　２　取下　　３　過誤納
還付原因の生じた日	
納付方法 収納機関の名称	１　印紙　　２　領収証書 ３　電子納付 銀行　　郵便局 支店　　税務署
申請人の氏名・住所	申請人　住所○○　氏名（フリガナ）○○（○○○○） 受領代理人　住所○○　氏名（フリガナ）○○（○○○○） （受領代理人連絡先　○○－○○○○－○○○○）
納税地	（　同上　）
還付通知の請求・申出の別・年月日	１　還付通知請求 ２　還付申出 平成　　年　　月　　日
希望する還付場所	受領代理人の口座 フリガナ　（　　） 受取代理人氏名　（　　） 銀行　　郵便局 支店　　税務署 （普通・当座）口座（　　）
備考	受領代理人口座への還付

（注）　登記の区分欄には，当該登記の目的及び原因を，例えば，所有権移転（贈与）のように記載する。